

船舶事故調査（ダイビング船クリスタルM転覆）について
（経過報告）

令和6年7月25日
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和5年8月16日、沖縄県宮古島市下地島北西方沖^{しもじ}において発生した船舶事故（ダイビング船クリスタルM転覆）について、令和5年8月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、更に事実の確認や分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取等を行う必要がある。このため、本件調査については、本事故が発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行うものであり、本事故の責任を問うために行うものではない。

1. 船舶事故の概要

ダイビング船クリスタルM（総トン数4.8トン）は、船長が1人で乗り組み、ダイビング客12人及びインストラクター7人を乗せ、下地島北西方沖を航行中、浸水して転覆した。（写真1、図1参照）



写真1 本船



図1 事故発生場所概略図

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和5年8月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。なお、後日主管調査官ほか1人の地方事故調査官を船舶事故調査官に交代した。現時点までに船体調査、関係者からの口述聴取、気象及び海象に関する情報収集等を実施した。

3. 判明している主な事実情報

(1) 事故の経過

本船は、船長が1人で乗り組み、乗客19人（ダイビングツアーに参加したダイビング客12人及びインストラクター7人）を乗せ、下地島北西方沖のポイントにおいてダイビングを終えて宮古島市荷川取漁港へ帰港中、令和5年8月16日12時42分ごろ、船尾部が沈みながら右舷方に傾き、転覆した。

乗船者全員が落水したが、来援した同業船及び巡視船に救助された。

(2) 死傷者

なし

(3) 船舶の損傷

機関室及び航海計器に濡損、主機が全損

(4) 気象・海象

天気 雨、風向 北西、風速 約5m/s、視程 約70m、波高 約2m
雷注意報及び大雨注意報（宮古島地方）が発表中

4. 今後の調査

本事故の原因及び本事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、更なる事実確認や分析のほか、原因関係者からの意見聴取等を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本事故の原因等の調査を進める。